

4) 長期継続契約の対象となる緊急地震速報情報提供業務委託契約について、単年度契約が行われていたが、「山梨県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の運用について」の通知に基づく出納局長への協議が行われていなかった。	の許可を与えない措置をとり、再発防止を図っている。 4) (発生原因の検証結果) 導入した際に長期継続契約としなかった経緯は不明だが、毎年契約を締結する際に関係法令の確認が疎かになっていた。 (今後の対応策等) 次年度以降の契約にかかる出納局への協議は実施済である。 現在使用中の機器を更新する際は、関係通知に沿った取扱いとできるよう留意する。
---	---

博物館	平成29年9月～平成30年7月
監査対象期間	平成30年10月31日、12月14日
監査実施日	平成30年10月31日、12月14日

博物館	平成29年9月～平成30年7月
監査対象期間	平成30年10月31日、12月14日
監査実施日	平成30年10月31日、12月14日
監査の結果	講じた措置
<p><b>(指導事項)</b> 3件 (収入1、給与1、契約1)</p> <p>1) 博物館内に設置されたプリントサーバー機の利用料金収納において、利用枚数をカウントする機能が搭載されていることが認識されず、利用料金回収時に利用枚数と利用料金(現金)を突合することなく、測定回いが起案され、利用料金が収納されていた。</p> <p>2) 児童手当の支給事由が消滅したものと確認し、職権に基づき手当の支給を終了しているが、児童手当事務取扱要領第10条に定める支給事由消滅通知書の作成及び受給者への交付を行っていないものがあつた。</p> <p>3) 長期継続契約の対象となる緊急地震速報情報提供業務委託契約について、単年度契約が行われていたが、「山梨県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の運用について」の通知に基づく出納局長への協議が行われていなかった。</p>	<p>1) (発生原因の検証結果) プリントサーバー機にカウンタ機能が搭載されており、当該機能を現金との突合の際に活用することができるの認識がなかった。 (今後の対応策等) 直ちにカウンタ機能を利用した現金の確認方法に改めた。改善後の確認方法を今後も確実に継続していく。</p> <p>2) (発生原因の検証結果) 中学校卒業による児童手当の終了については支給事由消滅通知書の作成及び受給者への交付が不要であるとの誤った認識をしていた。 (今後の対応策等) 直ちに支給事由消滅通知書を作成し、該当者へ交付した。今後は事務取扱要領を念頭に確認しながら事務処理にあたる。</p> <p>3) (発生原因の検証結果) 当該契約が長期継続契約の対象となるの認識が不足していた。 (今後の対応策等) 通知に基づき出納局長への協議を行い、単年度契約とすることについての承認を得た。今後は通知を熟知し、同様の誤りが生じないように留意する。</p>

考古博物館(埋蔵文化財センター)	平成29年9月～平成30年8月
監査対象期間	平成30年11月14日、12月26日
監査実施日	平成30年11月14日、12月26日
監査の結果	講じた措置
<p><b>(指導事項)</b> 2件 (契約2)</p> <p>1) 長期継続契約の対象となる緊急地震速報情報提供業務委託契約及び自家用電気工作物の保安管理業務委託契約について、単年度契約が行われていたが、「山梨県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の運用について」の通知に基づく出納局長への協議が行われていなかった。</p>	<p>1) (発生原因の検証結果) 従来単年度で契約しており、それを踏襲して単年度契約を締結したため。 (今後の対応策等) 自家用電気工作物の保安管理業務委託契約については、来年度以降、長期継続契約を締結する。なお、緊急地震速報情報提供業務委託契約については、当館に設置している機器が耐用年数を超過し、複数年で契約を締結することが適当ではないため、出納局に協議の上、単年度契約を継続する。</p> <p>2) (発生原因の検証結果) ①契約相手方が決定していない公告の時点で作成した契約書案の内容を、そのまま使用したため。 ②当館で使用している委託契約書の雛形を活用。契約書の修正箇所等を見逃したため。 (今後の対応策等) ①契約保証金免除の対象である旨を受託業者へ通知(口頭)した。今後は業者決定後に条項を再確認し、適正な契約書を作成する。 ②業者と適正な記載内容による変更契約を締結した。今後は条項を再確認し、適正な契約を締結する。</p>

北杜高等学校	平成29年10月～平成30年9月
監査対象期間	平成30年12月21日
監査実施日	平成30年12月21日
監査の結果	講じた措置
<p><b>(指導事項)</b> 1件 (財産1)</p> <p>1) 行政財産の使用許可において、許可期間が1年を超えた場合は、許可指命書に使用料改定の規定を付け加えることとされているが、規定されていないものがあつた。</p>	<p>1) (発生原因の検証結果) 職員の認識不足による。 (今後の対応策等) 許可指命書を変更(修正)した。 今後は規則・要綱・要領の再確認等を含め事務処理ミス防止対策研修を定期的に実施し、疑問点等については県民センター会計スタッフ、出納局への問合せをおこない再発防止努める。</p>

北杜高等学校	平成29年10月～平成30年9月
監査対象期間	平成30年12月21日
監査実施日	平成30年12月21日
監査の結果	講じた措置
<p><b>(指導事項)</b> 1件 (財産1)</p> <p>1) 行政財産の使用許可において、許可期間が1年を超えた場合は、許可指命書に使用料改定の規定を付け加えることとされているが、規定されていないものがあつた。</p>	<p>1) (発生原因の検証結果) 職員の認識不足による。 (今後の対応策等) 許可指命書を変更(修正)した。 今後は規則・要綱・要領の再確認等を含め事務処理ミス防止対策研修を定期的に実施し、疑問点等については県民センター会計スタッフ、出納局への問合せをおこない再発防止努める。</p>

監査対象所属	甲府第一高等学校	
監査対象期間	平成29年10月～平成30年7月	
監査実施日	平成30年10月19日、11月15日	
	監査の結果	講じた措置
<b>(指導事項)</b> 1件 (財産1)	1) 行政財産使用許可において、公有財産事務取扱規則第50条第2項に規定する移動報告が行われていないものがあった。	1) (発生原因の検証結果) 例年11月に行う公有財産台帳の確認事務の際に移動報告を提出していたため、今般も同様の処理を行う予定であったことから、未報告の状態でも指導を受けた。 (今後の対応策等) 指導後直ちに移動報告書を提出した。今後は公有財産事務取扱規則の規定を改めて確認するとともに、使用許可から移動報告書の提出までの事務処理を一連のものと再認識し、提出に遺漏がないように注意する。
監査対象所属	甲府東高等学校	
監査対象期間	平成29年10月～平成30年7月	
監査実施日	平成30年10月23日、11月26日	
	監査の結果	講じた措置
<b>(指導事項)</b> 2件 (収入2)	1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。 ①授業料 過年度分 先数1件 613,800円 ②行政財産使用料 平成30年度分 先数1件 6,160円	1) (発生原因の検証結果) ①平成28年度に就学支援金の報告額に誤りがあったため、高校教育課から国への交付申請額が不足した。また、就学支援金の授業料への振替処理が遅くなったため、申請額の誤りに気付かず交付決定がされ、授業料に収入未済が生じた。 ②行政財産使用料の一部が未測定であったため、相手先から問い合わせがあったが、保留にしたまま担当者が連絡を失念したため未納となった。 (今後の対応策等) ①収入未済額の613,800円については、現在国からの交付決定待ちである。就学支援金の予算合連後、振替処理を行う。 平成29年度以降は、高校教育課への報告額については毎月相互チェックし、令連後速やかに振替処理を行っている。 今後は遺漏のないよう適正な事務処理を行う。 ②収入未済については、相手先に連絡を行い収入済みとなった。今後は、毎月末に未収入一覧及び督促対象一覧表を確認すること

	2) 平成30年度の行政財産使用料について、監査日現在、測定されていないものがあつた。	で再発防止に努める。 2) (発生原因の検証結果) 平成30年度に更新した行政財産使用許可のみを測定し、継続分について事務処理を失念していた。 (今後の対応策等) 継続分については直ちに測定した。今後は、許可件数と測定件数を確認し、複数によるチェックを行うことで再発防止に努める。
監査対象所属	甲府工業高等学校	
監査対象期間	平成29年8月～平成30年10月	
監査実施日	平成31年1月11日	
	監査の結果	講じた措置
<b>(指導事項)</b> 1件 (財産1)	1) 行政財産の使用許可において、使用料が改定されていたが、公有財産事務取扱規則第50条第2項に規定する移動報告がされていないものがあつた。	1) (発生原因の検証結果) 当該公有財産の使用許可において、使用料の改定は前任者により平成29年度に行われたが、移動報告書を提出していなかった。 (今後の対応策等) 当該移動報告書を学校施設課へ提出した。今後は、事務処理の執行には十分に注意を払うとともに、再発防止に努める。
監査対象所属	農林高等学校	
監査対象期間	平成29年10月～平成30年7月	
監査実施日	平成30年10月24日、11月27日	
	監査の結果	講じた措置
<b>(指導事項)</b> 1件 (財産1)	1) 借受財産について、公有財産事務取扱規則第54条第2項に定める移動報告が行われていないものがあつた。	1) (発生原因の検証結果) 【学校敷地】 平成30年12月19日まで、関東財務局甲府財務事務所長と締結した借受契約に基づき、平成30年11月1日～32年12月31日の借受料の決定が通知されていたが、担当者が借受料を受け付けた時期と重なり、事務引継ぎが徹底されず、移動報告事務を怠ってしまった。 【演習林】 平成28年10月31日に前回の借受契約が終了した後には契約が更新されなかった。平成30年4月1日に新たに、前回と同様の借受契約が締結されたが、これを担った教師から事務担当者への報告がなく、移動報告事務を怠ってしまった。 (今後の対応策等) 直ちに、報告漏れとして移動報告書を提出

監査対象所属	県南高等学校	し、所管課長より公有財産の異動報告を登録した旨の通知を受領した。 今後は、公有財産台帳の記載内容を随時確認するほか、教師との情報共有に留意し、再発防止に努める。
監査対象期間	平成29年9月～平成30年9月	
監査実施日	平成30年12月21日	
	監査の結果	議じた措置

監査対象所属	県南高等学校	
監査対象期間	平成29年9月～平成30年9月	
監査実施日	平成30年12月21日	
	監査の結果	議じた措置
<b>(指導事項) 2件 (収入1、財産1)</b>		
1) 歳入について、次とおり収入未済があった。 授業料 過年度分 先数 2件 77,800円		
2) 平成29年度行政財産使用料 (PTA購買) について、価格改定前の公有財産台帳価格を基に算定したため、過大に徴収していた。年度内に還付 (れい出) すべきところ、事務が平成30年度になり、過年度支出となった。		
1) (発生原因の検証結果) 平成21年度まで徴収していた授業料の滞納 (今後の対応策等) 現在1名の授業料滞納者については、1度の納付額は少額であるが、概ね毎月定期納付が実施されている。今後も、自宅への訪問による納付を行っていく。 また、もう1名の授業料滞納者については、昨年3月、それまで納付が行っていた保護者の急死により、納付が停止している状況である。以後、本人の電話番号を入手し連絡を試みるも繋がらないため、今後は本人及び連帯保証人の所在場所等の調査を継続する。		
2) (発生原因の検証結果) 平成29年度分の行政財産使用料の算定において、改定前の「建物等評価額」をもとに算定し過大に使用料を徴収していた。財産管理課からの評価額の改定通知の確認等が不十分であったことが原因であり、当該事務の誤りに気づいたのが平成30年度となったため、過額納分の還付について過年度支出となった。 (今後の対応策等) 行政財産使用料算定に係るチェック表を作成し、測定同いの決裁時に添付する。決裁時に適正な算定となっているか、担当者と副担当者が相互に確認することができるようにして審査体制の強化に努める。 また、年度当初の事務処理のため、事務担当者が人事異動で交替してかわかるように、事務引継書の中で使用料算定事務の留意点として明記する。		

監査対象所属	笹吹高等学校	
監査対象期間	平成29年10月～平成30年10月	
監査実施日	平成31年1月11日	
	監査の結果	議じた措置
<b>(指導事項) 1件 (契約1)</b>		
1) 長期継続契約の対象となるガス警報器の賃借契約について、単年度契約が行われていたが、「山梨県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の運用について」の通知に基づき「出納局長への協議が行われていなかった。」		
1) (発生原因の検証結果) 「長期継続契約」の対象となる業務の範囲について、通知に対する認識不足があった。 (今後の対応策等) 過去の通知内容を再確認するとともに、平成31年4月から、通知に即した長期継続契約を締結する。		

監査対象所属	日川高等学校	
監査対象期間	平成29年10月～平成30年7月	
監査実施日	平成30年10月25日、11月30日	
	監査の結果	議じた措置
<b>(指導事項) 1件 (支出1)</b>		
1) 学校説明会に係る会場借上料に要する経費の資金前渡において、財務規則第72条第2項に定める期日を超えて精算されていた。		
1) (発生原因の検証結果) 支払後5日以内に精算しなければならぬところ、個人の失念で期日を超えて精算を行ってしまった。また、所属内での決裁の際にも、チェックがなされなかった。 (今後の対応策等) 資金前渡の精算を行う際、ダブルチェックを行い、財務規則に則った処理を行うようにする。その際、資金前渡 (全般) のチェックを行うよう、チェック表を添付する。		

監査対象所属	上野原高等学校	
監査対象期間	平成29年9月～平成30年10月	
監査実施日	平成31年1月11日	
	監査の結果	議じた措置
<b>(指導事項) 2件 (給与1、契約1)</b>		
1) 通勤手当の認定事務に次の誤りがあった。 ① 高速道路の利用料金を、軽自動車のごとく普通車として算定したため、過払いとなっているものがあった。 ② 通勤届 (第1号様式) において、届出の理由が生じた日が未記入のまま認定されているものがあった。 ③ 通勤手当認定簿 (第2号様式) において、任命権者確認・決定欄に押印されていないものや決定事項欄が未記入のものがあった。		
1) (発生原因の検証結果) 年度未及び年度当初に、膨大な量の事務を処理しなければならず、かつ、特定の職員に集中していたため、チェックが至らないところがあった。 (今後の対応策等) 過払いとなっていた案件 (①) については、対象職員に説明、理解を求め、返金 (れい入) の手続を行った。 ②③については、早急に押印しないし記入を行った。今後は、複数職員によるチェックを徹底する		

2) 長期継続契約の対象となるガス警報器の賃借契約について、単年度契約が行われていたが、「山梨県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の運用について」の通知に基づき出納局長への協議が行われていなかった。	など、遺漏のない事務処理に取り組んでいく。過去からの事務処理をそのまま踏襲していたため、当該通知に定める協議の手続きを失念してしまっていた。 (今後の対応策等) 今回の監査における指導を踏まえ、出納局長あて協議文書を送付した。 本校における契約は、数が非常に多く、種類も多岐にわたるが、今後とも、一つ一つの契約を吟味し、法令の規定及び趣旨を踏まえ適切な事務処理を心がけていく。
---	---

監査対象所属	吉田高等学校
監査対象期間	平成29年9月～平成30年10月
監査実施日	平成31年1月7日
監査の結果	議じた措置
(指導事項) 1件(支出1)	1) (発生原因の検証結果) 職員の支出科目に対する認識が不十分であった。 (今後の対応策等) 今後は、適切な事務処理が行われるよう、職員への周知やチェックによる確認を徹底し、再発防止に努める。

監査対象所属	中央高等学校
監査対象期間	平成29年9月～平成30年7月
監査実施日	平成30年10月26日、12月20日
監査の結果	議じた措置
(指導事項) 1件(財産1)	1) (発生原因の検証結果) 過去に行った誤った使用料の算定方法が、正しいという認識のもと、財産管理課通知を再確認しないまま、事務処理を行ってしまった。 公法上の債権の時効が5年であることに基つき、平成26年度まで遡って算定したところ、平成26年度から平成28年度分は各年度3円、計9円の過大徴収であり、一方で平成29年度及び平成30年度は各年度12円、計24円の過少徴収であった (※平成29年4月1日土地価格改定あり)。 (今後の対応策等) 使用許可を行う際には、関係条例、通知、通達の再確認を行った上で、過去例に囚われることなく、慎重に算定を行う。また、複数

監査対象所属	わかび支援学校
監査対象期間	平成29年8月～平成30年10月
監査実施日	平成31年1月7日
監査の結果	議じた措置
(指導事項) 1件(支出1)	1) (発生原因の検証結果) 前年度資金精算後の返納金については、直ちに戻入の手続きをとることでされているが、この進捗管理を適切に実施するために、れい入通知書を発行した際には、れい入簿を添付して確認するなど、適切な進捗管理に努める。

監査対象所属	やまびこ支援学校
監査対象期間	平成29年10月～平成30年7月
監査実施日	平成30年10月30日、12月25日
監査の結果	議じた措置
(指導事項) 1件(物品1)	1) (発生原因の検証結果) 教育用デスクトップパソコンの更新に当たり、デスアレイについては現用品を使用することとしたが、その数量が不足していたため、余剰分のパソコン本体を一時保管していた。 (今後の対応策等) デスアレイを調達し、保管していたパソコン本体3台を設置した。今後は、購入した物品が未使用のまま保管されることのないよう、購入数量や時期の調整を行うなど、適正な物品調達事務に努める。

監査対象所属	わかび支援学校
監査対象期間	平成29年8月～平成30年10月
監査実施日	平成31年1月7日
監査の結果	議じた措置
(指導事項) 1件(支出1)	1) (発生原因の検証結果) 有料道路使用料の前年度資金精算後の戻入金について、速やかに返納すべきところ、納期限後の収納となっていた。 (今後の対応策等) 前年度資金精算後の返納金については、直ちに戻入の手続きをとることでされているが、この進捗管理を適切に実施するために、れい入通知書を発行した際には、れい入簿を添付して確認するなど、適切な進捗管理に努める。

監査対象所属	富士見支援学校	
監査対象期間	平成29年10月～平成30年7月	
監査実施日	平成30年10月30日、12月25日	
	監査の結果	講じた措置
<p><b>(指導事項)</b> 1件（給与1）</p> <p>1) 平成30年1月5日会計課より更正であった、給与改定（期末勤勉手当）に伴う標準賞与額の届出を失念していたため、それらの額が雑部金に滞留していた。</p>		<p>1) (発生原因の検証結果)</p> <p>追給が発生した際の処理の方法についての福利給と課からの通知内容をよく確認し、おろらず、処理を失念してしまつた。また、こちらからの届出に基づいた額で社会保険料の納入告知額通知書が届くため、1月分の額は既に届け出た賞与支払報告書に基づいた金額であり、ミスに気付くことができなかった。</p> <p>(今後の対応策等)</p> <p>年金事務所に当該追給に係る賞与支払届の訂正届を提出し、標準賞与決定額通知書を受領した。この分は3月分の納入告知額通知書に反映される予定であるため、納入告知額通知書を受領次第、期日までに納付する予定である。</p> <p>今後は毎年追給が発生する可能性があることとに留意し、送付される通知内容をよく確認する。また、今回の件は雑部金にかかるとのことであるため、雑部金受払簿の確認を徹底する。</p>

監査対象所属	高等支援学校桃花台学園	
監査対象期間	平成29年8月～平成30年10月	
監査実施日	平成31年1月7日	
	監査の結果	講じた措置
<p><b>(指導事項)</b> 4件（給与2、支出1、契約1）</p> <p>1) 代替職員の現金支給に係る給与が給与資金前渡職員口座に滞留し、支給が遅延していた。</p>		<p>1) (発生原因の検証結果)</p> <p>当該職員は平成30年3月まで職員であったことから、口座振替手続きが不要であると誤認していたため所用の手続きを行つていなかった。また、初めの支給に際し、給与明細書の現金支給欄及び口座振込額欄の確認が遅れたため、支給日が遅延した。</p> <p>(今後の対応策等)</p> <p>職員を雇用する場合は、口座振替等の手続きをチェックシートで確認し、所用の事務処理を確実に行う。また初めの支給に際しては給与明細書の現金支給欄及び口座振込額欄の確認を行い、確実に処理が行われているか確認を行うこととする。</p> <p>2) (発生原因の検証結果)</p> <p>雑部金の金額の随時の確認を怠っていた</p>
<p>2) 雑部金処理において、社会保険の手続遅延により、平成29年度追給分に係る社会保</p>		

<p>除料支払分が、雑部金に滞留したことなどから、雑部金に余剰金が生じていた。</p>		<p>め、余剰金が生じていたことに気がつかなかった。</p> <p>(今後の対応策等)</p> <p>直ちに日本年金機構あてに届出書を提出し、賞与額の変更が決定された。3月末支払いの請求書により、平成31年3月29日に、余剰金の全額を日本年金機構へ支払った。</p> <p>今後は、毎月の社会保険料の支払時に、雑部金受払簿にて雑部金の残額が正しいか確認をとり、再発防止に努める。</p>
<p>3) 固定電話料金に要する経費について、平成29年6月から翌年2月分までの支払金額を見込んで資金前渡ししていたが、財務規則第72条に定める期日までに精算されていなかった。</p>		<p>3) (発生原因の検証結果)</p> <p>口座振替の領収通知が到着してから事務処理を行ったことにより、財務規則第72条に定める期日までに精算できない結果となった。</p> <p>(今後の対応策等)</p> <p>平成30年度については、財務規則及び届出納局作成の資料等を確認した上で、口座情報により口座振替日に振替が正しく行えたことを確認し、財務規則第72条に定める期日までに精算している。</p>
<p>4) 委託販売契約書において、委託期間開始日が、契約締結日より以前の日付となっていた。</p>		<p>4) (発生原因の検証結果)</p> <p>事務室職員ではなく経理事務の少ない教職員が事務処理を行っていたこと、事務室職員のチェックが十分行えなかったことにより、委託販売契約書において、委託期間開始日が、契約締結日より以前の日付としてしまった。</p> <p>(今後の対応策等)</p> <p>平成31年度以降については、事務室職員が中心となってチェックシートにより契約事務を行うことにより、契約日など契約内容の確認を確実に行うこととする。</p>

監査対象所属	南アールズ警察署	
監査対象期間	平成29年8月～平成30年9月	
監査実施日	平成30年12月18日	
	監査の結果	講じた措置
<p><b>(指導事項)</b> 1件（収入1）</p> <p>1) 平成29年度に調定した宿舍入居料について、入居料基準額が相違していたため、平成30年度に過誤納還付金として過年度支出されていたものがあつた。</p>		<p>1) (発生原因の検証結果)</p> <p>平成29年度に宿舍の新築からの経過年数が21年となったことにより、山梨県宿舍管理規則第12条関係別表に定める1平方メートル当たりの入居料基準額が「20年を超え30年以内のもの」に該当し低減されることと、当該経過年数を20年と誤認していた。</p>

	このため、減額前の基準額を適用し、過大に測定していた宿舍入居料を、平成30年度に過剰納付金として過年度支出したものを(今後の対応策等) 今後は、業務主管課である警察本部会計課から全警察署に配付された、宿舍の構造別の経過年数表を基に、宿舍ごとの経過年数整理表を作成し、年度当初の宿舍入居料算定時に必ず確認して正しい基準額による積算を行うことにより、過剰納の再発防止に努める。
--	---

監査対象所属	富士吉田警察署
監査対象期間	平成29年10月～平成30年9月
監査実施日	平成30年12月18日

監査の結果

講じた措置

**(指導事項)** 3件(支出2、契約1)  
1) 河口湖等水上安全保安区域標識保守管理業務委託について、河口湖における保守点検回数に相違により、支出負担行為の限度額の記載に誤りがあった。また、委託契約書の保守点検回数が正確に記載されていなかった。

1) (発生日の検証結果)  
河口湖における保安区域標識保守点検について、支出負担行為の別紙及び委託契約書に記載する保守点検回数を、正しくは5回とすべきところ、7回と記載していたため。(今後の対応策等)  
来年度から河口湖における保安区域標識保守点検回数を、支出負担行為の別紙及び委託契約書に正しく5回と記載するとともに、同保守点検回数に基づいた積算を行い、支出負担行為の限度額を決定する。

2) プロパンガス燃料単価契約に含まれている警報器リース料の支出科目について、使用料及び賃借料とすべきところ需用費(燃料費)として支出されていた。

2) (発生日の検証結果)  
プロパンガス使用料と警報器リース料一括の契約及び請求であったため、警報器リース料を賃借料及び賃借料で支払うことを失念していたため。  
(今後の対応策等)  
平成31年4月1日に富士吉田警察署が新庁舎に移転するのに合わせて契約方法を見直し、引き続きガス警報器リース契約を行う場合は、支出科目を正しく是正する。

3) 長期継続契約の対象となるガス警報器の借り入れに係る契約について、単年度契約が行われていたが、「山梨県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の運用について」の通知に基づく出納局長への協議が行われていなかった。

3) (発生日の検証結果)  
プロパンガス使用料と警報器リース料を一括で単年度契約していたことにより、ガス警報器借り入れに係る契約が長期継続契約の対象であることを失念していたため  
(今後の対応策等)  
平成31年4月1日に富士吉田警察署が新庁舎に移転するのに合わせて契約方法を見直し、引き続きガス警報器リース契約を行う場合は、長期継続契約に是正する。

2 財政的援助団体等監査

(1) 監査対象団体、監査実施日及び監査の結果は、平成31年3月14日発行(山梨県公報号外第13号)山梨県監査委員告示第1号のとおり

(2) 監査の結果に基づく措置状況

監査対象団体	山梨県土地開発公社
所管部(局)課	総合政策部地域創生・人口対策課
監査実施日	平成30年10月3日 11月27日
監査の結果	講じた措置(又は今後の方針等)

**(指導事項)**  
1 公社が備えるべき帳簿として会計規程第5条に規定されている「前払金、概算払及び前渡金整理簿」が、作成されていなかった。

1 (発生日の検証結果)  
会計規程の該当条項について失念していた。(措置の対応状況等)  
今回の指導に基づき、平成29年度に遡って「前渡金整理簿」を作成した。なお、前払金、概算払の実績はない。  
(再発防止策)  
今後は規程に則った処理を行い、再発防止に努める。

2 長期未収金(破産債権)が次のとおり認められた。(決算日現在)  
山梨ビジネスパーク売却代未収金 511,178,450円

2 (発生日の検証結果)  
山梨ビジネスパークにおいて、平成13年度及び平成14年度に売却した2区画の売却相手の会社が破産したことにより、土地代金が未収金となっており、破産債権として計上している。公社も、売却時に土地に第一抵当権を設定しているが、現状は、土地上に建物が存在しており、破産手続きの中で、破産管財人から営業譲渡された別会社の所有となっている。  
これまで、他の債権者からの競売申立や所有会社との任意売却の協議を行ってきたが、債権の回収に至っていない状況である。  
(措置の対応状況等)  
今後は現所有者や他の債権者等の動向に注視しながら、土地の任意売却や競売等の最適な回収方法や実施時期を検討及び実行し、未収金の回収に努める。  
(再発防止策)  
今後は土地の割賦販売は行わず、売却代金の未収金が発生しないよう、契約時の確認を徹底し、再発防止に努める。

3 山梨ビジネスパーク内の調整池(土地)について、平成12年度に完成土地等の販売対象から除外し、現状、公社の保有資産となっているが、固定資産原簿への登録など資産としての管

3 (発生日の検証結果)  
当該土地は、山梨ビジネスパーク用地として取得し、その中に調整池を設置したもので、当初は、簿面に参入していたが、会計上、公社

理由が行われていなかった。	の保有土地は、流動資産の完成土地等（販売可能な状態にある土地等）と固定資産（事業の用に供する土地）に区分することとされており、当該土地は、販売対象土地ではないことから、平成12年度に資産から除外し、簿外資産として区分してきた。 (措置の対応状況) 資産に計上されていない公社名義の土地を保有していることを明確にするため、土地の状況、登記事項証明書等を備えた資産台帳を作成し管理する。 (再発防止策等) 今後は保有土地に関する情報の透明化に努める。
---------------	---

監査対象団体 課 平成30年10月28日	公益財団法人 やまなし環境財団 森林環境部 森林環境総務課
監査実施日	監査の結果

<p><b>(指導事項)</b></p> <p>1 郵便切手について、平成29年度末の残高が貸借対照表に資産計上されていなかった。</p> <p>2 会計処理規程第8条に「本財団の一切の取引は、別に定める勘定科目により処理する」と定められているが、当財団が会計処理で使用している勘定科目について、別途定められていなかった。</p>	<p>1 (発生原因の検証結果) 郵便切手の残高が228円と僅少であり、資産計上が不要と認識していたことが原因である。 (措置の対応状況等) 郵便切手の期末残高については、平成30年度決算から貸借対照表に資産計上する。 (再発防止策) 今後は会計基準に則った処理を行う。</p> <p>2 (発生原因の検証結果) 会計処理規程第8条における勘定科目について、整備されなまま会計処理を行っていた。 (措置の対応状況等) 別に定めることとなっている勘定科目を整備していく。 (再発防止策) 事業を適正に執行していく前提となる規定等について、今後も適正な管理を行っていく。</p>
---	---

監査対象団体 課 平成30年9月26日	公益財団法人 小在野記念財団 観光部 国際観光交流課
監査実施日	監査の結果
<p><b>(指導事項)</b></p> <p>1 貸借対照表の正味財産の部には、指定正味財産及び一般正味財産のそれぞれについて、基本財産への充当額及び特定資産への充当額を内</p>	<p>1 (発生原因の検証結果) 当財団の財務諸表は、システムにて一括作成しているものであり、その形式に内書きが設定</p>

書きとして記載するものとされているが、平成29年度決算において記載されていなかった。	されていたため、本件事例が発生した。 (措置の対応状況等) システムにて財務諸表を一括作成する際、内書きを設定するように変更した。 (再発防止策) 一括作成される財務諸表が法令に適合しているかどうかを定期的に確認する。
<p>2 決算時に作成する財務諸表として事務処理規程第33条に規定されている「収支決算書」が、作成されていなかった。</p>	<p>2 (発生原因の検証結果) 当財団の例年の決算に用いる財務諸表に「収支決算書」が必要ではなかったため、作成していなかった。 (措置の対応状況等) 事務処理規程の改正を行った。 (再発防止策) 決算時に必要な財務諸表が法令に適合しているかどうかを定期的に確認する。</p>

監査対象団体 課 平成30年9月18日、20日	公益財団法人 山梨県農業振興公社 農政部 農業技術課 担い手・農地対策室
監査実施日	11月15日
監査の結果	<p>1 (指導事項)</p> <p>1 正味財産増減計算書内訳表の他会計振替額(公益目的事業会計、法人会計)に誤りがあり訂正しているが、振替伝票、総勘定元帳の訂正がされていなかったため、正味財産増減計算書内訳表と振替伝票、総勘定元帳の金額が相違していた。</p>

<p>2 山梨県農地集積・集約化対策事業費補助金の補助対象事業である農地中間管理機構構事業及び山梨県奨励品種等種苗供給対策事業費補助金の補助対象事業である奨励品種事業において、事業費補助金の実績額を概算払額と一致若しくは概算払額以上にするため、事業会計区分間で誤った費用の振替処理をしていた。その結果、正味財産増減計算書内訳表の各会計区分の損益が正しく計上されていなかった。</p>	<p>2 (発生原因の検証結果) 担当職員の認識不足により補助金の概算払額と実績額を振替処理により一致させてしまっていた。 (措置の対応状況等) 振替処理前の状態に戻して再計算したところ、いずれの事業も報告した実績額以上となっていることを確認した。 (再発防止策) 補助事業の仕組みを十分に理解し、適正な処理に努める。</p>
---	---

<p>3 収益事業会計において、人件費を勤務実績で按分すべきところ、想定上の理論値(従事割合)で按分し振替処理をしていた。また、期末において、法人会計から収益事業会計に譲った費用の振替処理をしているものがあつた。その結果、正味財産増減計算書内取表の損益が正しく計上されていなかった。</p>	<p>3 (発生原因の検証結果) 担当者の認識不足により、予算書で想定した従事割合で按分し処理していた。また、振替処理時においての根拠の確認が不十分であった。 (措置の対応状況等) 勤務記録簿の記帳を徹底した。振替処理を行ったものについて戻入れを行い、訂正した。 (再発防止策) 職員に対し、正確な勤務記録の記帳を徹底し、各事業の経費の労務費の実績として用いる。また、振替処理が必要な場合は、明確な根拠資料を添付し、処理することとする。</p>
<p>4 外部出資金について、公益社団法人全国農地保有合理化協会に債務保証事業に係る出資金を出資しているが、実行されている出資証券が保管されていなかった。</p>	<p>4 (発生原因の検証結果) 担当者の認識不足により、平成28年度に取得した出資証券の残高証明書で対応できると考えていた。 (措置の対応状況等) 出資先に出資証券について確認したところ、平成28年度に取得した書類が出資証券の再発行書であることを確認した。 (再発防止策) 平成28年度に取得した書類と合わせ、書類取得の経緯を記録として残し、適切な保管に努める。</p>
<p>5 その他未収金については、労働保険の概算私いと確定額の差額であるが、法定福利費と相殺されていた。</p>	<p>5 (発生原因の検証結果) 担当者の認識不足により、法定福利費と相殺していなかった。 (措置の対応状況等) 平成30年度決算において差額が発生した場合には、相殺処理する。 (再発防止策) 今後は、会計事務に関する研修への参加等により、担当職員の資質向上を図っていく。</p>
<p>6 指定正味財産から一般正味財産への振替額のうち、機構借受農地整備事業補助金、果樹経営支援対策事業補助金及び強化基金受取利息の金額について、正味財産増減計算書の指定正味財産増減の部の「一般正味財産への振替額」の金額が、総勘定元帳の「一般正味財産への振替額」の金額と一致せず、相違していた。</p>	<p>6 (発生原因の検証結果) 経理システム(振替伝票、総勘定元帳)と決算書が連動しておらず、決算書のみ修正し、経理システムの振替伝票の修正を怠ってしまった。 (措置の対応状況等) 経理システム内の振替伝票、総勘定元帳の修正を行った。 (再発防止策) 経理システムと決算書が連動するよう、平成31年度から新たな経理システムを導入する。</p>

<p>7 長期未収金が、次のとおり認められた。 (決算日現在) 就農支援資金貸付金 先数3件 3,403,500円</p>	<p>(措置の対応状況等) 平成31年9月末現在の長期未収金は、3,171,500円に減少している。引き続き、早期回収に努める。</p>
<p><b>(意見)</b> 財務諸表作成など会計処理上の不備が多数認められた。限られた人員の中で適切かつ健全な運営を確保するため、チェック体制等を再確認するとともに、会計処理に精通した職員の確保・育成に取り組まれた。また、会計システムの導入についても検討された。</p>	
<p>限られた人員で適切に事務処理ができるよう、平成31年度から新たな会計システムを導入する。また、今回の監査においては、計算ミスなど回避できる事案も多かったことから、複数職員によるチェック体制を徹底し、併せて関係団体が行う経理担当研修を活用して職員のスキルアップを図り、事務処理の適正化を図っていく。</p>	
<p>監査対象団体 <b>山梨県道路公社</b> 所管部(局) 課 <b>県土整備部 道路整備課</b> 監査実施日 <b>平成30年11月5日 12月19日</b></p>	<p>監査の結果 講じた措置(又は今後の方針等)</p>
<p><b>(指図書事項)</b> 1 除雪業務委託について、委託料は作業実績に単価を乗じて算出した請求金額に基づき支払っているが、委託契約書において、委託料総額は表示されていたものの、作業項目別の単価が記載されており、委託料の請求金額の算定方法が明確になっていなかった。</p>	<p>1 (発生原因の検証結果) 前年度までの単価が記載されていない契約書式をそのまま使用したことによる。 (措置の対応状況等) 指摘を受けた契約書を用いた委託契約は完了しており修正は行えないが、本年度契約分は、契約書に単価を記載することとした。 (再発防止策) 今後とも、修正した契約書式を用い、複数の職員によるチェックを徹底し再発防止に努めていく。</p>
<p>2 6月支給の期末・勤勉手当について、支給対象期間は12月1日から5月31日の6か月であり、3月末決算のため支給総額の6か月分のうち4か月分を賞与引当金として計上する必要があるが、計上されていなかった。</p>	<p>2 (発生原因の検証結果) 従前、当公社では賞与引当金の計上を行っておらず、事務担当者も踏襲して計上処理を行ってこなかったことによる。 (措置の対応状況等) 賞与引当金の取扱要領を新たに策定し、平成30年度決算から計上することとした。</p>
<p>3 消費税の申告において、次のとおり誤りがあった。 (1) 大沢休憩舎の賃借料について、建物の賃借料が含まれているにも関わらず、全額非課税売上としていた。 (2) 富士山有料道路沿線修景緑化・沿線清掃・森林看守業務委託契約について、課税仕入と</p>	<p>3 (発生原因の検証結果) 指摘を受けた2件について、従前から同様の取扱いをし、事務担当者も課税・非課税・不課税の認識が足らず、踏襲して処理を行っていたことによる。 (措置の対応状況等) 指摘を受けた2件について、甲府税務署に取</p>



すべきところ、不課税仕入としていた。それに伴い、消費税も過大申告となっていた。

扱いを確認し、東京国税局に対して過去5年度に遡って更正の請求を行うため、東京国税局の担当者と更正内容を調整している。

(再発防止策)

今後は、今回行う消費税の更正の請求に伴う仕訳に準じて、消費税の確定申告を行うこととし、申告に不備がないよう徹底していく。

4 (発生原因の検証結果)

従前の、違約金条項が記載漏れの契約書式をそのまま使用したことによる。

(措置の対応状況等)

指摘を受けた契約書を用いた委託契約は完了しており修正は行えないが、本年度契約分は、違約金条項を記載することとした。

(再発防止策)

今後も、修正した契約書式を用い、複数の職員によるチェックを徹底し再発防止に努めていく。

### (意見)

雁坂トンネル有料道路について、実績交通量と計画交通量との乖離を解消するため、経費の削減や交通量増加に向けた取り組みを進めるとともに、県からの長期無利子貸付金を活用して効率的な経営に努め、事業の収支も概ね経営計画どおり順調に推移している。

今後とも経営計画を着実に実施していくとともに、料金徴収期間経過後においても、利用者が安心・安全に利用できる環境を確保できるように、維持管理有料道路制度の採用も検討しながら、適正な維持管理に努められたい。

雁坂トンネル有料道路については、通行の安全を確保しながら、引き続き維持管理費の削減を図るとともに、利用促進対策を実施することにより、経営計画に沿った運営に努めていくとともに、料金徴収期間経過後の運営形態を県と共に検討していきたい。

監査対象団体	公益財団法人 山梨県下水道公社
所管部(局)課	県土整備部 都市計画課 下水道室
監査実施日	平成30年10月16日 12月17日
監査の結果	講じた措置(又は今後の方針等)
(措置事項)	(発生原因の検証結果) 財務規程に対する理解不足が原因であった。 財務規程に対する理解(又は今後の方針等) 監査終了後、科目毎に毎月の取引の合計額及び累計残高を記載する帳票(執行状況)の作成を行った。 (再発防止策) 今後は、財務規程を遵守するよう職員へ周知徹底を図った。

監査対象団体 公益財団法人 山梨県暴力追放運動推進センター

所管部(局)課 警察本部 組織犯罪対策課

監査実施日 平成30年9月11日

監査の結果

講じた措置(又は今後の方針等)

### (措置事項)

1 印章管理規程第8条に、印章を使用するときには、印章使用簿に所定の事項を記載しておくなければならないと定められているが、記載されていないかった。また、印章登録台帳において、管理責任者を「専務理事」と記載すべきところ「事務局長」と記載され、管理(代理)者を「事務局長」と記載すべきところ記載されていないかった。

2 不当要求防止責任者講習会に係る部外講師の謝金と併せて支払った旅費について、所得税の源泉徴収がされていなかった。

1 (発生原因の検証結果)  
「印章管理規程」に関する認識不足から、記載ミス、記載漏れが発生していた。  
(措置の対応状況等)  
登録台帳の記載ミスを訂正するとともに、印章使用簿の必要性はないとの判断から、平成31年3月13日付で「印章管理規程」を改め、印章使用簿を廃止した。  
(再発防止策)  
今後は、複数人によるチェック体制の強化を確立し、適正な運用を行う。

2 (発生原因の検証結果)

旅費に関する源泉徴収の確認が不十分であった。  
(措置の対応状況等)  
税理士とも協議し、旅費の源泉徴収の徹底を図ることとした。  
(再発防止策)  
今後は、複数人によるチェック体制の強化を確立し、適正な処理を行う。

監査対象団体 株式会社 清理の森管理公社

所管部(局)課 森林環境部 県有林課

監査実施日 平成30年9月12日 11月1日

監査の結果

講じた措置(又は今後の方針等)

### (措置事項)

1 前回監査において、貸倒引当金については、個別注記表において、「法人税法の規定による繰入率によるほか、債権の内容を検討して計上している」とあるが、未収入金に比べ貸し倒れの可能性が高い長期未収入金の貸倒引当金についても、未収入金の貸倒引当金と同様に法人税法の規定による繰入率(未収入金の1000分の6)によって計上しており、債権の内容を検討した計上が行われていなかったことから指導事項とした。

今回の監査においても、通常の未収入金に比べ貸し倒れの可能性が高い長期未収入金に対する貸倒引当金(回収不能見込額)について、通常の未収入金に対する貸倒引当金と同様に、

1 (発生原因の検証結果)  
長期未収入金ではあるが、回収の見込みがなくなる不良債権には該当しないとの判断から繰入率の見直し等の措置を講じなかった。  
(措置の対応状況)  
長期未収入金のうち会社の倒産等により回収困難な共益費債権2件(3,284,376円)については、貸倒懸念債権としてH30年度決算において、個別評価金銭債権の額の100分の50に相当する金額(1,642,188円)を貸倒引当金(回収不能見込額)として処理した。その他の2件は、H30年度に一部が納入された案件及び滞納者が別荘に定住している案件で回収の可能性があることから法定繰入率によるものとし

<p>法人税法の規定による繰入率(1000分の6)によって計上され、債権の内容を検討した計上が行われておらず、前回の指導事項が改善されていた。</p> <p>2 前回監査において、財務規程に、企業会計原則に基づき財政状況及び経営成績を明らかにするとされ、流動負債に未払消費税の勘定科目が設定されているにもかかわらず、平成25年度の確定消費税について未払計上されていたことから指導事項とした。</p> <p>今回の監査においても、税込経理方式を適用している消費税について、適正な財政状態及び経営成績の開示の観点から、企業会計原則に従い、発生した年度の費用として未払計上すべきであるが、現状では、納税申告書が提出された日の属する年度に費用計上しているため、平成29年度の確定消費税1,880,200円が、平成29年度の決算において未払金として貸借対照表に計上されておらず、前回の指導事項が改善されていなかった。</p>	<p>(再発防止策) 回収に懸念が生じた段階から各債務者の財政状態等に応じ、債権区分(一般・貸倒懸念・破産更生)を決定し、貸倒引当金を計上していくとともに、長期未収入金に至らないよう回収に努める。</p> <p>2 (発生原因の検証結果) 納付すべき消費税の計上時期をその申告書が提出された日の属する事業年度に損金処理することとしていたため、未払計上していたなかった。</p> <p>(措置の対応状況) 経理方式を明確にするため、公社財務規程を改正して、貸借対照表の様式に「未払消費税」を追加し、H30年度決算から、当該年度の費用として未払消費税として計上した。</p> <p>(再発防止策) 規程に沿って適正に計上する。</p>
<p>(指導事項) 1 平成28年度以前の未収入金が次のとおり認められた。(決算日現在) 共益費 3,838,086円 受託業務料 2,840円 合 計 3,840,926円</p>	<p>1 (発生原因の検証結果) 別荘の共益費については、企業の倒産や経営不振等により支払いが滞り、長期未収入金となっている。</p> <p>(措置の対応状況) 「共益費納入促進事務取扱要領」に基づき督促事務を行っており、共益費債権の一部及び受託業務料については、H30年度内に回収された。H31年3月31日現在の1年を超える未収債権の残高は次のとおり。 共益費：3,622,350円(4件：2社2名) (再発防止策) 文書による督促を継続するとともに、滞納者を訪問するなどして回収に努め、県、公社共通の滞納者に対しては連携を図りながら納入促進を図る。</p> <p>2 (発生原因の検証結果) 職員の勤務体制や立地条件等の理由から金融機関への預け入れが規程とおり行われていなかった。</p> <p>(措置の対応状況)</p>

<p>(意見) 前回監査で指導事項とした、貸倒引当金や未払消費税の会計処理については、早期に改善を図るとともに、公社所管課においても適切に指導されたい。退職給付引当金について、退職金規定に基づき自己都合による当期未要支給額の80%を計上しているが、80%とする根拠が薄弱であるため、実態に合った方法により計上することを、併せて検討されたい。</p> <p>また、公社収入の大半を占める共益費収入について、未契約状態の大型別荘区画の増加などにより減少傾向にあることから、将来的な別荘地需要等を見通した事業のあり方を検討するなど、県及び公社が一体となって、安定した経営基盤の確立に努められたい。</p>	<p>毎日の預け入れは事実上困難であるため、持参による預け入れ回数を増やした。また、収入済の現金を安全に管理するため、新たに「金庫等管理要領」を制定した。</p> <p>(再発防止策) 今後は、実情に鑑み、一定期間内に預け入れることができるようにするなど、県の規定等を参考にしながら実態に即した規程の改定と、併せてキヤッシュレスサービスの導入について検討する。</p>
<p>○退職給付引当金について (発生原因の検証結果) 80%程度の引当計上が妥当との判断から、満額計上していなかった。</p> <p>(措置の対応状況) 年度末における要支給額の全額を、他の預金と分離して定期預金として確保している。</p> <p>(再発防止策) 退職予定者の状況をみながら段階的に100%に引き上げることが検討する。</p> <p>○共益費収入について (発生原因の検証結果) 企業が所有する保養施設としての利用の減少、及び建物の老朽化等に伴い、個人区画を含め県との賃貸借契約の解除件数が増加している。</p> <p>(措置の対応状況)(再発防止策) ホームページのリニューアルにあわせて、購買意欲が高まるよう別荘販売区画の広告内容を見直す。 宅地建物取引士の有資格者を増員し、現在の取引士2名の業務内容を見直し、別荘の分譲販売を促進するための方策を検討する。</p>	<p>1 (発生原因の検証結果) 定款に定める事業目的及び財産の種類、会計原則を包括した経理区分と認識していた。</p> <p>(措置の対応状況等) 会計規程第3条の改正を行った。</p>

<p>監査対象団体 <b>公益財団法人 やまなし産業支援機構</b></p>	
<p>所管部(局) 課</p>	<p>産業労働部 産業政策課</p>
<p>監査実施日</p>	<p>平成30年10月9日、10日</p>
<p>監査の結果</p>	<p>11月20日</p>
<p>(指導事項) 1 会計規程第3条に「会計は、定款に定める経理区分に従い、それぞれ区分経理するものとする」と定められているが、定款に経理区分について規定されていなかった。</p>	
<p>1 (発生原因の検証結果) 定款に定める事業目的及び財産の種類、会計原則を包括した経理区分と認識していた。</p> <p>(措置の対応状況等) 会計規程第3条の改正を行った。</p>	

<p>2 産業展示交流館アインッセ山梨の指定管理業務における郵便切手の期末残高が、貸借対照表に資産計上されていなかった。</p> <p>3 未収消費税について、消費税申告期限間に仕入税額控除算入漏れが判明し、消費税の申告書は訂正したが、決算書においては、未収消費税が計上不足となっていた。</p> <p>4 費与引当金に対する未払社会保険料について、未払費用として計上されていなかった。</p> <p>5 貸倒引当金を計上するに当たり、貸出時には正常先であっても、現時点では債務超過か否かの形式的判断ができないことから、延滞がなくとも貸出先から決算書を入力し、債務者の区分を検討すべきであるが、されていなかった。</p>	<p>平成30年度第7回理事会にて可決承認された。(再発防止策) 機種で定める各規程を、監査法人に再確認してもらおう。</p> <p>2 (発生原因の検証結果) 実務運用上、郵便切手は1ヶ月以内に使用予定のものを都度購入している。 H29年度末の郵便切手期末残高は54,000円程度で、おおよそ1ヶ月以内の使用予定額と考えられることから、毎期継続的に費用処理として対応していた。 (措置の対応状況等) 郵便切手の管理を徹底するとともに、期末残がある場合は、資産計上を行う。 (再発防止策) 周知を徹底する。</p> <p>3 (発生原因の検証結果) 決算期における繁忙による事務処理ミスが原因である。 (措置の対応状況等) H30年度に差額分を雑収入として処理を行った。 (再発防止策) 注意確認を徹底する。</p> <p>4 (発生原因の検証結果) 社会保険料を未払費用として計上する認識がなかった。 (措置の対応状況等) H30年度より社会保険料についても未払費用として計上した。 (再発防止策) 将来に備え、引当可能な費用は計上することとし、監査法人と科目を再精査する。</p> <p>5 (発生原因の検証結果) 形式的判断を行う際に、財務状態による形式区分においては、確認できるもののみ債務超過2期以上、債務超過(過)期のみ、赤字・繰越欠損として区分し、その後、実質判断を行い、貸倒引当金の算定を行ってきた。 「設備貸与債権管理基準(別表1)」は、H27年度の貸与制度の改正をきっかけとして、改正されたものであり、実務については、過去から手順を継続して行っていたため今回の事例が発生した。</p>
<p>6 設備貸与事業に係る違約金徴収取扱手順書によると、「設備貸与(リース)料の口座引落しについて」により延滞額を請求し、請求後には延滞先へ延滞額請求に関わる連絡をし、入金確認後に、「設備貸与(リース)料の口座引落しについて」に連絡した日時や相手及び内容を記録し証拠として残すこととされているが、その記録がされていないものがあつた。また、違約金請求後には延滞先に連絡を行うとともに、連絡した日時及び相手等を転記しておくこととされているが、請求した書類に転記がされていないものがあつた。</p> <p>7 小規模企業者等設備貸与事業円滑化補助金交付要綱において、補助金の額は補助対象経費(貸倒れに備える資金)のうち事が必要かつ適当と認める額とするのみで、具体的な補助金額の算定方法が明確にされていないが、補助金の額は、過去5年平均の貸倒実績率の2分の1の割合等に基づいて算定されているが、「みなし保険金受取額(支援機構償却額の2分の1)」は、当該事業の全ての償却額の2分の1としており、そこから控除する償却後償却回収額の2分の1は、当該事業の全ての償却の償却済償却回収額の2分の1ではなく、平成15年に停止した機械類信保の1である償却に係る信用保険料の金額の2分の1としていて、対応関係がとれて</p>	<p>(措置の対応状況等) 決算書の入手に努めるとともに、毎年貸与実績がある企業に対し実施している利用状況調査において、新たに項目を設定して確認を行う。 (再発防止策) 制度改正については、内容を確認して関係する規程を見直ししていく。規程を見直した際には、その内容を周知・徹底を図ることによって再発防止につなげる。</p> <p>6 (発生原因の検証結果) 延滞額の入金確認後に、「設備貸与(リース)料の口座引落しについて」に連絡した日時や相手及び内容を記録し、証拠として残すこととされているが、記載が漏れているものがあつた。また、違約金の請求日は、請求後の入金日を「違約金管理表」にて管理している。入金確認後に管理表への記載はあるものの、個別ファイルに保存してある用紙にその転記がないものがあつた。 これらは、全ての職員への周知・徹底がされておらず、記載及び転記漏れとなつたもの。 (措置の対応状況等) 「設備貸与(リース)料の口座引落しについて」に記載を行った。 違約金管理表は全ての案件の記載があるため、指摘事項を確認して、個別ファイルにその記載を行った。 (再発防止策) 手順書を再度確認する中で、担当する職員以外にも周知徹底を行い、再発を防止する。</p> <p>7 (発生原因の検証結果) 小規模企業者等設備貸与事業円滑化補助金の額の算定方法について、補助金の交付要綱において具体的な補助金額の算定方法が明確にされていないが、(措置の対応状況等) 県との協議により、所轄課において要綱の改正を行い、H31年度より補助金の算出式を要綱内に明記した。 H31年度より、改正された算出式に基づいて補助金額の算出を行う。 (再発防止策) 改正された算出式に基づいて補助金額の算出を行う。</p>

さらに、会計担当職員の資質向上に努めるとともに、各部署においても適正な事務処理を実施するよう徹底し、効果的かつ効果的な事業運営に努める。

監査対象団体 所管部(局)課 監査実施日	富士倉山梨バス 株式会社 リニア交通局 交通政策課 平成30年12月13日
監査の結果	講じた措置(又は今後の方針等)
(指導事項)	補助金交付要綱第9条第1項に「補助金に係る経理について、他の経理と明確に区別した帳簿を備え、その収支状況を明らかにしておくものとする」と定められているが、他の経理と明確に区分した帳簿が備えられていなかった。
(発生日の検証結果)	補助金(路線補助、車両減価償却費補助)の入金については明確に区別して記帳しているが、減価償却費補助の支払い(出金)については、他の経理と補助金を区別して記帳していなかった。
(措置の対応状況等)	他の経理と明確に区別した帳簿を別に備えるようにした。

監査対象団体 所管部(局)課 監査実施日	一般社団法人 山梨県バス協会 産業労働部 商業振興金融課 平成30年11月21日
監査の結果	講じた措置(又は今後の方針等)
(指導事項)	備えるべき会計帳簿として経理規程第8条に規定されている「総勘定元帳」、「現金出納帳」及び「その他必要な帳簿類」である仕訳帳及び預金出納帳について、補助金に係る収入支出が記載されていなかった。
(発生日の検証結果)	補助金会計に関しては、会計処理の認識不足により、これら帳簿を備え付けて無かった。
(措置の対応状況等)	指導後、速やかに作成した。
(再発防止策)	経理担当、事務局長、専務理事で会計帳簿を毎月確認することで、再発防止に取り組んでいる。

監査対象団体 所管部(局)課 監査実施日	フジネット共同事業体 県民生活部 世界遺産富士山課 平成30年10月18日 12月17日
監査の結果	講じた措置(又は今後の方針等)
(指導事項)	指定管理業務の実施に当たり付保しなければならぬ賠償責任保険について、基本協定書第20条第2項及び管理運営業務仕様書10(1)に、山梨県及び指定管理者が被保険者となることと定められているが、被保険者が指定管理者のみとなっていた。
(発生日の検証結果)	平成28年6月の賠償責任保険契約締結時に、申込書の記載内容を十分確認せずに契約を締結したことにより、契約内容に不備が生じてしまった。
(措置の対応状況等)	

8 会計規程第16条に、財団が行う契約は山梨県財務規則の例によると定められているが、契約書及び請書が締結されていないものがあつた。 (産業展示交流館アメモッセ山梨)	8 (発生日の検証結果) 契約書や請書の締結行為は案件毎に精査して実施しているが、財務規則に基づいた行為を行わなければならないことが徹底されていなかったことが原因である。 (措置の対応状況等) 契約書等が締結されていない案件について、速やかに契約書等を締結した。 (再発防止策) 今後は山梨県財務規則と照らし合わせ、厳正かつ適正な運用を図っていく。
9 契約書に、次のとおり不備があつた。 (産業展示交流館アメモッセ山梨) (1) 契約保証金に係る条項、契約解除のための暴力団排除条項及び違約金条項が設けられていないものがあつた。 (2) 飲料等自動販売機設置契約書に、自動販売機の種類・型式名・番号が記載されていないものがあつた。	9 (発生日の検証結果) (1) における条項、(2) における自動販売機の種類や型式等で記載することまで認識していなかったことが原因である。 (措置の対応状況等) (1) における条項は、順次追加する。 (2) における自動販売機の種類、型式等を入れた契約書にて再契約を行った。 (再発防止策) (1) における条項及び(2) における自動販売機の種類や型式等は必ず入れることとし、漏れのないよう徹底していく。
10 指定管理業務の実施に当たり付保しなければならぬ賠償責任保険について、基本協定書第20条第2項及び管理運営業務仕様書第4の6に、山梨県及び指定管理者が被保険者となることが定められているが、被保険者が指定管理者のみとなっていた。 (産業展示交流館アメモッセ山梨)	10 (発生日の検証結果) 県が被保険者として定められていることが、担当者間において徹底されていなかったことが原因である。よって県を付保することを逸してしまつた。 (措置の対応状況等) 早急に賠償責任保険について、保険会社と交渉し直ちに県を被保険者として保険契約を締結し直した。 (再発防止策) 基本協定書及び管理運営業務を遵守し、県及び指定管理者を被保険者として付保していく。

(意見)  
財務諸表作成など会計処理上の不備が多数認められ、契約書作成における不備も見受けられた。限られた人員の中で適正な事業運営が図られるよう、チェック体制等の再確認や会計処理に精通した職員の育成に取り組むことと併せて、効果的な事業運営や組織体制について検討されたい。

平成30年10月18日に実施した監査での指導を受け、翌週23日には当該契約内容の変更手続きを行い、迅速かつ適切に是正措置を講じた。  
(再発防止策)  
今後は、指定管理者募集関係資料や基本協定書等の内容を十分に把握したうえで、指定管理業務の遂行に必要な手続きを適切に行い、業務を実施していく。

監査対象団体	社会福祉法人 山梨県社会福祉協議会
所管部(局)課	福祉保健部 健康長寿推進課(補助金) 助金) 県民生活部 県民生活・男女参画課(補助金)
監査実施日	平成30年10月23日

講じた措置(又は今後の方針等)

**(指導事項)**  
1 調理実習の材料費の参加者負担金に係る現金の取扱事務について、次のとおり、不適切な処理があった。  
(介護実習普及センター)  
(1) 収納した現金の仕訳処理が収納した日に行われず、金融機関に預け入れた日に仕訳処理がされ、金融機関に預け入れれるまで、仕訳日記帳及び総勘定元帳に現金の出納が記載されていないなかった。そのため、経理規程第28条第1項に規定されている現金についての会計責任者への報告もされていなかった。  
(2) 経理規程第22条に「収納した金銭は、これを直接支出に充てることなく、受入後3日以内に金融機関に預け入れなければならない」と定められているが、受入後3日以内に金融機関に預け入れられていなかった。  
2 基本協定書第23条に定められている業務日報において、「管理運営に係る収支状況」が記載されていなかった。  
(介護実習普及センター)

1 (1) (2)  
(発生原因の検証結果)  
調理実習は1回あたり3日間あるため、参加費はセンター事務所内の金庫で保管し、研修終了後速やかに3日分をまとめて金融機関へ入金し入金した日での入金伝票を作成、会計責任者に報告していた。  
(措置の対応状況等)  
平成31年度事業からは経理規程を遵守し、参加費を預かった日ごとに金融機関へ入金処理し、仕訳伝票により会計責任者へ報告する。  
(再発防止策)  
・職員が異動した際の引き継ぎを徹底する。  
・今後は適正な会計事務処理に努める。

2 (発生原因の検証結果)  
本会の会計システムで出力する「月別予算実績一覧表」により月毎の収支状況(収入、支出、残高)を把握することが可能であるため、業務日報に毎日の収支状況を記載する必要がないとの理解を異から得ていたが、日報の様式には記載欄を残したままにしまっていた。  
(措置の対応状況等)  
県に改めて確認したところ、業務日報への記載は必要ないとの回答を得、基本協定書の条文との齟齬を解消するため、平成31年度からの新たな基本協定書においては、日報以外の管理を可能とする内容に改正していただいた。  
従って、収支状況はこれまで同様、会計ソ

3 事業報告書の「管理業務に係る収支決算」において、支出の「租税公課」の消費税(地方消費税を含む。以下同じ。)の執行額を消費税の課税対象外の経費の100分の8相当額としていた。また、介護実習普及センター運営事業の総勘定元帳の事業未払金において、未払消費税の計上額と消費税の納付による充当額に差額が生じており、事業未払金の残高が過大となっていた。  
(介護実習普及センター)

3 (発生原因の検証結果)  
本会の経理は、社会福祉法人会計基準(平成28年厚労省令第79号)に従い、社会福祉事業、公益事業及び生活福祉資金会計で、全体では49の事業区分を設けている。これら9の事業区分は、県からの委託や補助事業、本会独自の自主事業など様々であり、消費税の取り扱いも異なっている。また、本会は、消費税について、会計事務所に委託しており、消費税の申告納付は、当該会計事務所から申告書を受領し、税務署に提出、納付をしている。この際、消費税に係る租税公課を計上している他の委託事業等の事業区分を優先して充当したため、事業未払金の残高が過大となったものである。  
(措置の対応状況等)  
消費税の申告納付は、最終的には法人全体で計算して行うものであるが、上記会計事務所にて、事業区分ごとの算定書の提出を依頼し、改めて未払金を処理した。  
(再発防止策)  
今後は、上記会計事務所にて事業区分ごとの算定書の提出を依頼し、当該算定書に従って経理処理を行うこととした。

4 山梨県ボランティア・NPOセンター運営費等補助金交付要綱第14条第1項において、補助事業により取得した財産についてその台帳を設け、その保管状況を明らかにしておくなければならないと定められているが、補助事業で取得した備品が台帳に登載されていなかった。  
4 (発生原因の検証結果)  
山梨県ボランティア・NPOセンター運営費等補助金交付要綱において、台帳に記載すべき財産の基準が示されていなかったため、本会の経理規程第45条第3項に基づき、10万円未満の備品については、台帳へ登載しなかった。  
(措置の対応状況等)  
本センターの主管課である山梨県県民生活部県民生活・男女参画課NPO・人材担当に確認したところ、補助事業により取得した備品については、県の財務規則第139条に準拠するよう示された。また、全ての備品について登載した。また、全ての備品に備品シールを貼付した。

監査対象団体	社会福祉法人 山梨県障害者援護協会
所管部(局)課	福祉保健部 障害福祉課
監査実施日	平成30年9月27日
監査の結果	監査の結果
<b>(指導事項)</b>	講じた措置(又は今後の方針等)
<p>1 旅費について、支払い手続きが行われておらず、旅行者に支給されていないものがあつた。(あけぼの医療福祉センター成人寮)</p>	<p>1 (発生原因の検証結果) 事務において、命令から旅行日まで期間があつたため、旅費の支払い確認が不十分となり支払い漏れとなつた。 (措置の対応状況等) 支払い漏れとなつた旅費については、監査後当該旅行者に支給した。 (再発防止策) 今後は命令、支払が別となる決裁書式の変更と複数の職員によるチェック体制の強化を図り、適正な事務処理の遂行及び再発防止に努めていく。</p>
<p>2 経理規定第12条第1項に「すべての会計処理は、会計伝票により処理しなければならぬ」と定められているが、会計処理に伝票が起票されておらず、請求書等への勘定科目等の記載及び押印並びに仕訳日記載の確認(押印)により会計処理が行われており、経理規定に沿つた事務処理が行われていなかった。 (あさひワークホーム) (あけぼの医療福祉センター成人寮)</p>	<p>2 (発生原因の検証結果) 会計処理は仕訳伝票ではなく仕訳日記載で代用できると誤認していた。 (措置の対応状況等) 監査終了後、仕訳伝票書類の起票を行った。 (再発防止策) 今後は担当職員の会計事務に関する知識習得など資質向上を図り、経理規定に沿つた事務処理が行われるよう努めていく。</p>
<p>3 契約書に、次のとおり不備があつた。 (あさひワークホーム) (1) 管理運営業務仕様書第13に暴力団排除措置について定められているが、契約解除のための暴力団排除条項が記載されていないものがあつた。 (2) 契約締結日が記載されていないものがあつた。</p>	<p>3 (発生原因の検証結果) (1) 事業所内で作成していた契約書様式で、暴力団排除措置条項のないデータを使用していたため記載漏れがあつた。 (2) 契約締結日記入の確認漏れがあつた。 (措置の対応状況等) (1) 次回の契約から暴力団排除及び契約の解除等を記載したものに変更を行う。 (2) 契約締結日を確認し適切に記載を行った。 (再発防止策) (1) 契約を締結する際、暴力団排除条項が記載された新様式にて契約を行うことを確認し、同様の指摘を受けることがないよう再発防止に取り組んでいく。 (2) 契約締結日の確認を徹底し、複数の職員で内容確認を行い、再発防止に努める。</p>

監査対象団体	山梨県職業能力開発協会
所管部(局)課	産業労働部 産業人材育成課
監査実施日	平成30年10月28日
監査の結果	監査の結果
<b>(指導事項)</b>	講じた措置(又は今後の方針等)
<p>現金の取扱事務について、次のとおり不適切な処理があつた。 (1) 協会が備えるべき帳簿として財務規程第9条に規定されている「現金預金出納簿」のうち、現金に関する出納簿が、作成されていなかった。 (中小企業人材開発センター) (職業能力開発協会費補助金)</p> <p>(2) 財務規程第21条第2項に「受検手数料及び受講料を収入する場合は、領収書の発行を収入勘定に代えることができる」と定められているが、収入日を領収書発行日ではなく、普通預金への入金日としていた。 (中小企業人材開発センター) (職業能力開発協会費補助金)</p> <p>(3) 利用規程第19条3項に「現金を収納したときは、収入日計表を作成し、収入取引を整理しなければならない」と定められているが、日ごとに作成されていなかった。 (中小企業人材開発センター)</p>	<p>(1) (発生原因の検証結果) 現金での支出を行わないため、現金に関する出納簿の作成は必要が無いと考えていた。 (措置の対応状況等) 使用している会計システムの現金出納簿を作成した。 (再発防止策) 収入を会計ソフトに入力する際、現金が預金かを選択しなければ次の工程に進めないようにした。</p> <p>(2) (発生原因の検証結果) 現金出納簿を作成していなかったため、領収書発行日ではなく、普通預金への入金日としていた。 (措置の対応状況等) 現金出納簿を作成し、領収書発行日を入金日として適正に処理している。 (再発防止策) 現金出納簿を作成した。</p> <p>(3) (発生原因の検証結果) 普通預金への入金がある日にまとめて日計表を作成しても良いと誤認していた。 (措置の対応状況等) 収入日ごとに収入日計表の作成をしている。 (再発防止策) 収入日計表の作成を基に、現金出納簿の整理をするようにした。</p>